

小規模保育事業者の選定の進め方について

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定します。

1 選定件数等

(1) 募集地域及び募集数

山手圏域（山手中学校区）・精道圏域（精道中学校区）・潮見圏域（潮見中学校区）
各圏域 1 施設を原則とする。 計 3 施設

(2) 応募状況

山手圏域：3者，精道圏域：1者，潮見圏域：応募なし

(3) 選定件数

山手圏域は 2 施設，精道圏域は 1 施設を上限に選定する。

2 採点方法

(1) 整数（負の整数除く）で採点してください。

(2) 総合評価は、各委員の採点の平均点（小数点第 2 位切捨て。小数点第 1 位まで）を採用します。

(3) 5 点満点及び 10 点満点の採点の指標は下記のとおりです。

ア 5 点満点 $\overset{5}{\leftarrow} \text{ } \overset{3}{\text{普通}} \text{ } \overset{1}{\rightarrow} \text{ } \text{-----} \overset{0}{\rightarrow}$
 とても良い 普通 とても悪い 1 点に満たない

イ 10 点満点 $\overset{10}{\leftarrow} \text{ } \overset{5}{\text{普通}} \text{ } \overset{1}{\rightarrow} \text{ } \text{-----} \overset{0}{\rightarrow}$
 とても良い 普通 とても悪い 1 点に満たない

※ただし、様式 2 関連（1 事業者の状況（1）事業者概要等）については、減点方式で採点してください。

3 その他留意事項

(1) 選定を通過するには、各選定項目において 5 割以上を獲得する必要があります。

ア 事業者の状況 10 点満点のため 5 点以上

イ 事業所の組織・体制 30 点満点のため 15 点以上

ウ 事業所の運営 45 点満点のため 22.5 点以上

エ 提案内容 15 点満点のため 7.5 点以上

(2) 選定を通過するには、(1)を満たし、かつ、全体の得点（100 点満点）が 7 割（70 点）以上を獲得する必要があります。